

# 兵庫県公報

令和5年5月25日 木曜日 号 外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

規 則	ページ
○ 宅地造成工事規制区域内における宅地造成工事の規制に関する規則等の一部を改正する規則（建築指導課）	1
○ 知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の規定により市町が処理する事務を定める規則の一部を改正する規則（同）	3

## 公布された法令のあらまし

◎宅地造成工事規制区域内における宅地造成工事の規制に関する規則等の一部を改正する規則（規則第27号）  
宅地造成等規制法の一部改正により、同法の題名が宅地造成及び特定盛土等規制法に改められ、宅地造成工事規制区域の指定制度が宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域の指定制度に変更されるとともに、既に指定がされている宅地造成工事規制区域内における宅地造成に関する工事等の規制については、一定の期間、改正前の宅地造成等規制法の規定が適用されること等に伴い、次に掲げる規則について所要の整備を行うこととした。

- 1 宅地造成工事規制区域内における宅地造成工事の規制に関する規則
- 2 近郊緑地保全区域内における行為の届出手続を定める規則
- 3 風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則
- 4 特別緑地保全地区内における行為の許可手続等を定める規則
- 5 環境影響評価に関する条例施行規則
- 6 産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例施行規則

◎知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の規定により市町が処理する事務を定める規則の一部を改正する規則（規則第28号）  
知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部改正に伴い、同条例の引用条文を改める等所要の整備を行うこととした。

## 規 則

宅地造成工事規制区域内における宅地造成工事の規制に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年5月25日

兵庫県知事 齋藤元彦

### 兵庫県規則第27号

#### 宅地造成工事規制区域内における宅地造成工事の規制に関する規則等の一部を改正する規則

（宅地造成工事規制区域内における宅地造成工事の規制に関する規則の一部改正）

第1条 宅地造成工事規制区域内における宅地造成工事の規制に関する規則（昭和37年兵庫県規則第40号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

宅地造成等工事規制区域内における宅地造成等工事の規制等に関する規則

第1条中「宅地造成等規制法（）」を「宅地造成及び特定盛土等規制法（）」に、「宅地造成等規制法施行令」を「宅地造成及び特定盛土等規制法施行令」に改め、「。以下「政令」という。」を削り、「宅地造成等規制法施行規則」を「宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則」に改め、「。以下「省令」という。」を削る。

第2条第1項中「第6条第1項」を「第7条第1項（法第24条第2項及び第43条第2項において準用する

場合を含む。)に改め、同条第2項中「第6条第2項」を「第7条第2項」に改める。

第3条から第10条まで及び別表を削る。

様式第1号(表)の部中「宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に、「第4条第1項、第5条第1項又は第18条第1項」を「第5条第1項、第6条第1項、第24条第1項又は第43条第1項」に、「及び試掘等」を「若しくは試掘等」に改め、同様式(裏)の部中「宅地造成等規制法第4条第1項、第5条第1項又は第18条第1項」を「宅地造成及び特定盛土等規制法第5条第1項、第6条第1項、第24条第1項又は第43条第1項」に、「及び試掘」を「若しくは試掘等」に、「他人の土地」を「他人の占有する土地」に改める。

様式第2号中「障害物の伐除及び」を削り、「昭和 年」を「 年」に、「殿」を「様」に、「宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に、「第5条第1項」を「第6条第1項」に改める。

様式第3号から様式第8号までを削る。

(近郊緑地保全区域内における行為の届出手続を定める規則等の一部改正)

第2条 次に掲げる規則の規定中「宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に改める。

- (1) 近郊緑地保全区域内における行為の届出手続を定める規則(昭和43年兵庫県規則第56号)別記様式注7
- (2) 風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則(昭和45年兵庫県規則第51号)様式第1号備考4、様式第3号備考4及び様式第4号備考4
- (3) 特別緑地保全地区内における行為の許可手続等を定める規則(平成10年兵庫県規則第73号)様式第1号備考4及び様式第4号備考2

(環境影響評価に関する条例施行規則の一部改正)

第3条 環境影響評価に関する条例施行規則(平成9年兵庫県規則第68条)の一部を次のように改正する。

別表第3の8の項行為の欄(4)中「宅地造成等規制法」を「宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和4年法律第55号)附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法」に改め、「昭和36年法律第191号」の右に「。以下「改正前の宅地造成等規制法」という。」を加え、「同法」を「改正前の宅地造成等規制法」に改め、同表11の項行為の欄(2)、12の項行為の欄(1)、13の項行為の欄(1)及び16の項行為の欄(4)中「宅地造成等規制法」及び「同法」を「改正前の宅地造成等規制法」に改める。

(産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例施行規則の一部改正)

第4条 産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例施行規則(平成15年兵庫県規則第93号)の一部を次のように改正する。

第18条第1項第1号中「勾配<sup>こう</sup>」を「勾配」に改め、同条第2項第2号中「宅地造成等規制法」を「宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和4年法律第55号)附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年5月26日から施行する。  
(経過措置)
- 2 宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和4年法律第55号。以下「改正法」という。)附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同項の宅地造成に関する工事等の規制については、第1条の規定による改正後の宅地造成工事等規制区域内における宅地造成等工事の規制等に関する規則(以下「改正後の宅地造成等工事規則」という。)の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 改正法附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされる同項の宅地造成に関する工事の規制については、改正後の宅地造成等工事規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。



知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の規定により市町が処理する事務を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年5月25日

兵庫県知事 齋藤元彦

#### 兵庫県規則第28号

##### 知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の規定により市町が処理する事務を定める規則の一部を改正する規則

知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の規定により市町が処理する事務を定める規則（平成12年兵庫県規則第10号）の一部を次のように改正する。

本則の表22の項中「本則の表40の部(4)の項オ」を「本則の表40の部(1)の項ヌ」に、「宅地造成工事規制区域内における宅地造成工事の規制に関する規則」を「宅地造成工事規制区域内における宅地造成工事の規制に関する規則等の一部を改正する規則（令和5年兵庫県規則第27号）附則第2項又は第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同規則第1条の規定による改正前の宅地造成工事規制区域内における宅地造成工事の規制に関する規則」に改め、同表23の項中「本則の表40の部(5)の項ア」を「本則の表40の部(2)の項ア」に、「宅地造成等規制法（）」を「宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法（）」に、「宅地造成等規制法施行規則」を「宅地造成等規制法施行規則及び畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和5年農林水産省・国土交通省令第3号）第1条の規定による改正前の宅地造成等規制法施行規則」に改め、同表24の項中「本則の表40の部(5)の項イ」を「本則の表40の部(2)の項イ」に改め、同表36の項中「第6条の5、第6条の7の2、第6条の8」を「第6条の8から第6条の10まで」に改める。

##### 附 則

この規則は、令和5年5月26日から施行する。ただし、本則の表36の項の改正規定は、公布の日から施行する。